

令和8年度秋田県血液事業推進計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第5項の規定に基づき令和8年度秋田県献血推進計画として定めるとともに、血液製剤の安全性の確保及び適正使用の推進のために必要な事項を定めるものである。

I 献血推進計画

第1 令和8年度に献血により確保すべき血液の目標量

令和8年度に必要なと見込まれる輸血用血液製剤は、50,006単位(昨年度比669単位減)、血小板製剤64,805単位(昨年度比1,385単位増)、血漿製剤12,354単位(昨年度比1,324単位減)である。そこに国から本県に割り当てられる原料血漿確保目標量10,129L(昨年度比588L減)を勘案すると、16,092L(昨年度比231L増)の血液を献血により確保する必要がある。

献血目標の内訳

区分	全血献血		成分献血		合計	献血量(L)	献血率
	200mL	400mL	血漿	血小板			
献血者数(人)	614	22,600	7,578	4,621	35,413	16,092	3.7%
構成比	1.7%	63.8%	21.4%	13.1%	100.0%	—	—

※献血率＝献血者数／人口(R02国勢調査結果)

第2 献血の推進に関する基本的な考え方

1 計画的な献血の実施

- ・ 本計画に基づき、保健所は市町村と協議し市町村別献血目標を決定する。
- ・ 保健所、日本赤十字社秋田県支部（以下「日赤県支部」という。）及び秋田県赤十字血液センター（以下「日赤血液センター」という。）は、市町村担当者と連携を密にし、献血協力事業所との日程調整に遺漏のないよう支援する。

2 献血に関する普及啓発

県、市町村、日赤県支部及び日赤血液センターは、県民に献血や血液製剤に関する理解を深めるよう広報に努める。

第3 具体的な方策

1 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

県、市町村、日赤県支部及び日赤血液センターは、より多くの県民の献血への参加を促進するため、広報活動、各種イベント又は街頭キャンペーン等による献血推進活動を行う。

(1) 広報活動

- ・ 県、市町村及び日赤血液センターは、新興・再興感染症のまん延下であっても、医療に

欠くことのできない有限で貴重なものである血液製剤の安定供給を図るため、血液への理解を促すポスターの掲示や各種広報媒体の活用等により、献血の正しい知識や必要性について効果的な普及啓発に努める。

- ・ 県、市町村及び日赤血液センターは、採血基準について、県民に対して十分に広報を行う。また、血液製剤の中でも特に血漿分画製剤は近年需要が増大しており、その安定供給が確保されるよう、献血への協力を求めるなど献血者の確保に努める。
- ・ 県は、県民に対して血液の働きや医療への使われ方等、命を救う献血の必要性について説明を行い、正しい知識の普及啓発に努める。
- ・ 日赤血液センターは、小学校、中学校、高等学校及び大学等で、児童及び生徒を対象とした「献血セミナー」を実施し、献血の意義を理解し、将来献血を行ってもらうため、効果的な広報に努める。
- ・ 県及び市町村は、若年者層の献血への関心を高めるため、日赤血液センターが実施する「献血セミナー」を、積極的に活用してもらえよう小学校、中学校、高等学校及び大学等に情報提供を行う。
- ・ 日赤血液センターは、「親子で血液センターのお仕事体験」等を実施して、子育て中の20歳代後半から30歳代を中心とした親子が、献血を模擬体験することで、献血に対する理解が深まるよう努める。

(2) 献血推進キャンペーン等の実施

- ・ 愛の血液助け合い運動

県及び日赤血液センターは、7月に全国一斉に展開される「愛の血液助け合い運動」の期間中、学生献血推進協議会等ボランティアの協力を得て、夏期の血液不足の解消及び献血の推進及び普及啓発に努める。

- ・ クリスマス献血キャンペーン

日赤血液センターは、学生献血推進協議会及びボランティア団体等が参加するクリスマス期間の献血を街頭で実施し、冬期の血液不足の解消と、若年層を始めとした献血の普及啓発に努める。

- ・ はたちの献血キャンペーン

県及び日赤血液センターは、1月及び2月に全国的に実施される「はたちの献血」キャンペーンにおいて、成人式を迎える「はたち」の若者を中心に、広く県民各層に献血に関する理解と協力を求め、特に冬期における献血者の確保に努める。

(3) 企業等における献血の推進対策

- ・ 日赤血液センターは、県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、日赤血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。
- ・ 県及び日赤血液センターは、企業等に対して、特に20～30歳代の労働者の献血促進について協力を求める。

(4) 地域献血（参集型事業所献血）の実施

- ・ 県、市町村及び日赤血液センターは、献血に協力する団体等と協力して、献血会場の周

辺の住民に対して積極的に協力を呼びかけ、地域一帯となって献血を推進する「地域献血」を実施する。

(5) 複数回献血者確保の推進

- ・ 日赤血液センターは、県及び市町村の協力を得て、複数回献血者の協力が十分に得られるよう体制を構築し、献血者の安定確保を図る。
- ・ 献血に継続的に協力が得られている複数回献血者の組織化及びサービスの向上を図り、その増加に取り組むとともに、献血の普及啓発活動に協力が得られるよう取り組む。

(6) 全血献血の在り方と高校献血の推進

- ・ 県、市町村及び日赤血液センターは、血液製剤の安全性、製造効率、医療機関の需要の観点から、献血を推進する上では、400ミリリットル献血を基本として行うものとする。
- ・ 県、日赤血液センターは、連携して、高等学校に対して献血への理解と協力を求める。
- ・ 将来の献血基盤の確保という観点から、若年層への献血推進は非常に重要であり、若年層に対し献血への意識付けを推進し、できる限り献血を経験してもらう。

2 献血推進体制

(1) 献血協力団体との連携

県、市町村及び日赤血液センターは、事業所、学校等の施設、商工会、青年会、婦人会、町内会等の地域組織、ライオンズクラブ、赤十字奉仕団及び秋田県学生献血推進協議会等ボランティア組織に献血運動への支援、協力を要請する。

(2) 関連分野との協力

県及び日赤血液センターは、教育機関と連携を図るとともに報道機関にも積極的な協力を呼びかける。

3 献血者への謝意

(1) 県知事表彰及び感謝状

県は、献血推進に功績のあった個人又は団体に知事表彰状若しくは知事感謝状を、献血回数100回に達した個人に知事感謝状を贈呈する。

(2) 日本赤十字社有功章

日赤血液センターは、献血推進に功績のあった個人又は団体に対し日本赤十字社有功章を贈呈する。

(3) 保健所長感謝状

県保健所は、献血回数が50回に達した個人に対し保健所長感謝状を贈呈する。

(4) 献血ポイント

日赤血液センターは、高等学校在学中に献血ポイントが5ポイントに達した高校生に対し、卒業時に感謝状及び記念品を贈る。

4 献血者の健康増進

日赤血液センターは、献血者が自己の健康管理に活用できるよう生化学的検査及び血球計数検査結果を通知し、献血不適格者には、健康増進に役立つよう健康アドバイス用のリーフレットを配付する。

5 献血者の安全の確保

日赤血液センターは、採血時の検診医師確保のため、医師会等関連団体に医師派遣の要請を行う。

また、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、安心して献血できる環境を保持するとともに、採血の度に、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、事前説明を十分に行い、献血者の感染防止を始めとした安全確保に努める。

II 血液製剤の安全性の確保及び適正使用

第1 血液製剤の安全性の確保及び適正使用に関する基本的な考え方

1 血液製剤の安全性の確保

献血で得られた血液製剤は医薬品であり、その有効性及び安全性を確保するとともに、必要な情報を提供しなければならない。

2 血液製剤の適正使用

医療関係者は、血液製剤が人の血液に由来する有限で貴重なものであること及び原料に由来する感染のリスク等について特段の注意を払う必要があることを十分認識し、患者に真に必要な場合に限り血液製剤を使用するなど、適切かつ適正な使用を一層推進しなければならない。

第2 血液製剤の安全性の確保及び供給

1 日赤血液センターは、献血された血液について抗原・抗体検査及び核酸増幅検査等を実施するとともに、血液製剤の回収等が発生した場合は、血液製剤の病原微生物の感染リスク等に関する情報を的確に医療機関に伝達する。

2 日赤血液センターは、医療機関からの緊急要請時における供給体制の整備等を行い、血液製剤の効率的な供給を図る。

3 県及び日赤血液センターは、大規模地震等の災害発生時の血液製剤の大量かつ緊急供給に対処するため、情報システムの構築、他の都道府県への協力要請連絡体制、搬送システムの整備等について関係機関と協議し対策を講ずる。

第3 血液製剤の適正な使用について

医療関係者は、血液製剤の適正使用に努めるとともに、安全性情報の収集及び患者に対するインフォームドコンセントに努める。

1 血液製剤の適正使用の推進

(1) 血液製剤の使用適正化等に関する資料の配布

県及び日赤血液センターは、血液製剤の使用適正化等に関する資料を医療機関に配布し、その有効活用を促す。

(2) 秋田県合同輸血療法委員会等の開催

県は、「輸血療法の実施に関する指針」に基づき各病院に輸血療法委員会の設置を働きかけるとともに、医療関係者と協力して秋田県合同輸血療法委員会を開催し、血液製剤の使用

適正化及び輸血療法の適正化の推進を図る。

(3) 血液製剤の保管管理等に関する実地指導

県及び秋田市は、「血液製剤保管管理マニュアル」に基づき、血液製剤を取り扱う病院等に対し、立入検査等により血液製剤の保管管理及び取扱いを調査し、必要な指導を行う。

(4) 血液製剤の記録、感染症報告等

医療機関は、特定生物由来製品である血液製剤の使用にあたり、患者への適切な説明、使用記録の作成・保管及び輸血前後の感染検査を適切に実施するとともに、感染が明らかになった場合には速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 各機関の役割

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の規定に基づき県、市町村及び日赤血液センターの担うべき役割は、別紙「令和8年度血液事業実施事項」のとおりとする。